

府政共生第711号
25初幼教第22号
雇児保発0906第1号
平成25年9月6日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）
（公印省略）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（公印省略）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

認可外保育施設の利用状況に関する調査及び把握について（通知）

平成24年8月22日付けで公布された子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）について、各位におかれては、法附則第12条に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画又は市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備等、法の本格施行に向けて、適宜、準備を進めていただいているところですが、国においても、法第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定める基本指針について、今般、子ども・子育て会議における審議等を踏まえ、概ねの案を取りまとめ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成25年8月6日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）により、お示ししているところです。

今後、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成していただくこととなりますが、当該事業計画には、計画期間中の各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載していただくこととなります。

量の見込みの設定に当たっては、利用希望把握調査の実施による「将来の利用希望」の把握とともに、教育・保育に関する現在の利用状況を正確に把握していただくことが必要となります。そのため、これまで、市町村において必ずしも十分に把握されていないと考えられる、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づき都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）に届出がなされている認可外保育施設を定期的にご利用している子どもの数やその利用状況に関する調査及び把握に努めていただくことが必要となります。

今般、認可外保育施設の利用状況に関する調査について、下記のとおり、留意事項をまとめましたので、各位におかれては、十分に御了知の上、貴管内の市町村その他の関係者とも十分に連携し、その運用に遺漏のないよう、御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。各市町村が、別途の方法により、認可外保育施設等の利用状況に関する調査及び把握を行うことを妨げるものではありません。

記

第一 認可外保育施設の利用状況の把握上の留意事項

1. 認可外保育施設については、一般的に、地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等の認可外保育施設があり、これらの施設に対する児童福祉法第59条に基づく指導監督、同法第59条の2の5に基づく運営状況の報告徴収等を行う主体は都道府県等であって、指定都市、中核市以外の市町村においては、その利用状況等について、必ずしも把握していないと考えられること。
2. そのため、都道府県等においては、毎年10月頃を目途に実施している運営状況の報告徴収の機会を利用して、報告徴収を行う際、併せて、別添の「認可外保育施設の利用状況に関する調査票」を用いて、各認可外保育施設における子どもの利用状況を当該子どもの現住所がある市町村ごとに把握、取りまとめた上で、当該市町村に対して送付することが考えられること。
3. また、同法59条の2による届出制の対象外施設であっても、
 - ①都道府県等が運営状況の報告徴収を実施している認可外保育施設
 - ②都道府県等の判断により、条例等によって届出制を導入し、届出の対象としている認可外保育施設
 - ③都道府県等が設置している公立の認可外保育施設については、「認可外保育施設の利用状況に関する調査票」を用いて、上記2と同様に、これらの認可外保育施設における子どもの利用状況を当該子どもの現住所がある市町村ごとに把握、取りまとめた上で、当該市町村に対して送付することが考えられること。
4. 加えて、市町村が設置している公立の認可外保育施設については、設置主体である市町村自らが「認可外保育施設の利用状況に関する調査票」を用いて、利用状況を把握することが考えられること。その際、他市町村に現住所がある子どもがいる場合、当該現住所がある市町村に対して利用状況を送付することが考えられること。
5. なお、これらの施設を長時間かつ定期的に利用している子どもは、基本的に法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもとして認定を受けることが可能な子どもであることが想定されること。ただし、利用の状況や保護者の利用希望等によっては、法第19条第1項第1号に掲げる子どもとして認定を受けることになる場合もあり得ることに留意されたいこと。

第二 幼稚園に併設されている認可外保育施設の利用状況の把握上の留意事項

1. 私立幼稚園に併設されている認可外保育施設については、各都道府県の幼稚園所管部局において、児童福祉法等関係法律を遵守して当該施設の運営を図るよう、適切な指導等を行うこととされていること（平成14年7月22日付け14初幼教第4号文部科学省初等

中等教育局幼児教育課長通知)。

2. そのため、当該認可外保育施設については、各都道府県の幼稚園所管部局において、上記第一2と同様に、別添の「認可外保育施設の利用状況に関する調査票」を用いて、各認可外保育施設における子どもの利用状況を当該子どもの現住所がある市町村ごとに把握、取りまとめた上で、当該現住所のある市町村に対して送付することが考えられること。
3. また、私立幼稚園に併設されている認可外保育施設であっても、
 - ①都道府県等の民生主管部局において、他の認可外保育施設と併せて指導監督、運営状況の報告徴収等を行っている場合
 - ②都道府県等の判断により、条例等によって届出制を導入し、届出の対象としている場合については、各都道府県等の民生主管部局において、上記第一2と同様に、別添の「認可外保育施設の利用状況に関する調査票」を用いて、各認可外保育施設における子どもの利用状況を当該子どもの現住所がある市町村ごとに把握、取りまとめた上で、当該現住所のある市町村に対して送付することが考えられること。
4. 加えて、市町村が設置する公立幼稚園は、市町村教育委員会が自ら管理する施設であることから、公立幼稚園が認可外保育施設を併設している場合、各市町村教育委員会において、別添の「認可外保育施設の利用状況に関する調査票」を参考に、各認可外保育施設における子どもの利用状況を把握することが考えられること。

その際、他の市町村に現住所がある子どもが利用している場合、上記2と同様に、当該子どもの現住所がある市町村ごとに把握、取りまとめた上で、当該現住所のある市町村に対して送付されたいこと。
5. なお、幼稚園に併設されている認可外保育施設を利用する子どもについても、上記第一5と同様であることが想定されること。

第三 その他

1. 第一及び第二に基づき、認可外保育施設における利用状況やそれを踏まえた地域における学校教育・保育の需要を把握するに当たっては、各都道府県等及び市町村における法の施行準備担当部局はもとより、保育所担当部局並びに幼稚園担当部局との間で、適宜、連携されたいこと。
2. 幼稚園における預かり保育の利用状況の把握については、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について」(平成25年5月17日付け三府省三課長等通知)により、お示ししているところであり、貴管内の市町村における取組の状況等を踏まえて、再度周知するなど、その運用に遺漏のないよう対応されたいこと。

以上

【本件担当】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

Tel : 03-3595-2542 (直通)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

Tel : 03-6734-3136 (直通)